



TECHNOTHEISM

テクノテイスム評議会規定

1. 総則

- 1.1. テクノテイスム評議会(以下「評議会」)は、組織の発展、管理、長期計画を監督する最高戦略機関である。
- 1.2. 評議会の目的は、戦略的方向性の決定、透明性の確保、持続可能な発展の推進である。
- 1.3. 評議会は執行機関としての役割を担わず、日常的な運営管理には関与せず、主に主要な活動方向と優先事項の決定に集中する。

2. 評議会の権限

2.1. 評議会は以下の事項について決定を行う:

- コミュニティの戦略的発展方向の承認
- 定款およびその他内部文書の改定提案
- 財務の安定性、パートナーシッププログラム、地域コミュニティの発展に関する事項の検討
- 既存の戦略的決定の履行監視
- 地域およびローカルコミュニティ活動の監督
- コミュニティの発展に影響を与える主要イニシアチブの議論

2.2. 評議会は以下を行う権限を持たない:

- コミュニティの日常運営への介入
- 適切な承認なしに定款、哲学、戦略目標を独自に変更
- 合意なしにメンバーを任命または排除
- コミュニティの基本原則に反する決定の実施

3. 評議会の構成

3.1. 評議会は以下で構成される:

- コミュニティの主要メンバー
- 各地域におけるコミュニティ発展の責任者
- コミュニティ発展に戦略的に重要と認められるその他の人物

3.2. 新規メンバーの提案は、コミュニティ運営者による全体投票で承認された場合のみ可能である。メンバーの除名も同様の手順に従う。

3.3. 評議会は、候補者提出と承認なしに独自に構成を拡大できない。

4. 意思決定

4.1. 評議会の全ての決定は投票によって行う。



- 4.2. 決定の承認には、評議会メンバーの3分の2以上の賛成が必要である。
- 4.3. 必要票に達しなかった場合、決定は否決され、次回の評議会で再議論および再投票が可能である。
- 4.4. 例外的な場合、コミュニティ運営者は、評議会の決定が基本原則、戦略目標、組織の安定性に反する場合に**拒否権(ベト)**を行使できる。
- 4.5. 拒否権が行使された場合、評議会は決定を再検討し、代替案を提案する義務がある。

5. 評議会の運営形式

- 5.1. 評議会は少なくとも四半期に1回開催される。
- 5.2. 会議は対面、オンライン、またはハイブリッド形式で行われる。
- 5.3. 評議会の決定は議事録に記録される。
- 5.4. 臨時会議は、コミュニティ運営者または評議会メンバーの半数以上の要請により招集される。
- 5.5. 会議結果はコミュニティのオンラインリソースに公開される。

6. 総則

- 6.1. 本規定は承認と同時に施行され、正式な手続きで変更されるまで評議会の活動を規定する。
- 6.2. すべての変更および追加事項は、議論され承認される必要がある。
- 6.3. 評議会の活動は、透明性、効率性、コミュニティおよびそのメンバーの利益保護の原則に基づく。